

様式第5号（その1）（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

盛土等に係る土地使用同意書

年 月 日

様

住所  
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

私は、盛土等の許可の申請をしようとする者（ ）が、私が所有する次の土地において盛土等を行うことについて同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

なお、同意の前提として、下記の留意事項を確認するとともに、上記の盛土等の許可の申請をしようとする者から、裏面の説明事項の①から⑪までの事項（一時堆積にあっては、裏面の説明事項の①から⑤まで、⑦及び⑨から⑬までの事項）について、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

【同意に当たっての留意事項】

- 盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
  - 盛土等が行われている間、毎月1回以上、当該盛土等の状況を確認すること。
  - (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
- 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、必要な措置を命ぜられた者が必要な措置を講じないとき、又は必要な措置を命ぜられるべき者が必要な措置を講ずることができないことが明らかとなるときは、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 2又は3の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- 盛土等区域において、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報してください。

（注） 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）は、自署すること。

(裏)

【盛土等の許可の申請をしようとする者から土地の所有者への説明事項】

①盛土等の許可の申請をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、②盛土等の目的、③盛土等区域の位置及び規模、④管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名、⑤盛土等の用に供する施設の設置に関する計画、⑥盛土等に用いられる土砂等の量、⑦盛土等を行う期間、⑧最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状、⑨盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画、⑩盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置、⑪盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置、⑫盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量、⑬最大堆積時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状

静岡県盛土等の規制に関する条例（抜粋）

（盛土等区域の土地の所有者の同意）

第11条 第9条の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者（当該申請予定者である者を除く。）に対し、当該申請が、前条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

2・3 （略）

（盛土等に同意をした土地の所有者の義務）

第29条 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。

2 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容（第11条又は第17条の同意をしたものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令）

第30条 知事は、第27条（第2項を除く。）の規定による命令（盛土等の停止の命令を除く。）を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令）

第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であって、第27条（盛土等の停止の命令に係る部分を除く。）の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者

(2) （略）

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

第26条 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。

(1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。

(2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。

2 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。

様式第5号（その2）（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

盛土等に係る土地使用同意書

（変更許可）

年 月 日

様

住所  
氏名

法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

私は、盛土等の変更許可の申請をしようとする者（ ）が、私が所有する次の土地において行う盛土等について、許可を受けた事項を変更することに同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

なお、同意の前提として、下記の留意事項を確認するとともに、上記の盛土等の変更許可の申請をしようとする者から、裏面の説明事項について、年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

【同意に当たっての留意事項】

- 盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
  - 盛土等が行われている間、毎月1回以上、当該盛土等の状況を確認すること。
  - (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
- 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、必要な措置を命ぜられた者が必要な措置を講じないとき、又は必要な措置を命ぜられるべき者が必要な措置を講ずることができないことが明らかなきときは、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 2又は3の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- 盛土等区域において、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報してください。

（注） 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）は、自署すること。

(裏)

【盛土等の変更許可の申請をしようとする者から土地の所有者への説明事項】

- ① 盛土等の変更許可の申請をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 変更の内容及びその理由

静岡県盛土等の規制に関する条例（抜粋）

- (盛土等区域の土地の所有者の同意)
- 第11条 (略)
- 2 第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者（当該申請をしようとする者である者を除く。）に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。
- 3 (略)
- (盛土等に同意をした土地の所有者の義務)
- 第29条 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。
- 2 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容（第11条又は第17条の同意をしたものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- (盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令)
- 第30条 知事は、第27条（第2項を除く。）の規定による命令（盛土等の停止の命令を除く。）を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
  - (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令)
- 第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であって、第27条（盛土等の停止の命令に係る部分を除く。）の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者
  - (2) (略)

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

- 第26条 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。
- (1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。
  - (2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。
- 2 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。

様式第5号（その3）（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
（表）

盛土等に係る土地使用同意書  
（地位承継）

年 月 日

様

住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 }

私は、盛土等の許可を受けた者の地位承継の承認の申請をしようとする者（ ）が、私が所有する次の土地において盛土等を行うことについて同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

なお、同意の前提として、下記の留意事項を確認するとともに、上記の盛土等の許可を受けた者の地位承継の承認の申請をしようとする者から、次の事項について、年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 盛土等の許可を受けた者の地位承継の承認の申請をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 盛土等の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

【同意に当たっての留意事項】

- 盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
  - 盛土等が行われている間、毎月1回以上、当該盛土等の状況を確認すること。
  - (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
- 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、必要な措置を命ぜられた者が必要な措置を講じないとき、又は必要な措置を命ぜられるべき者が必要な措置を講ずることができないことが明らかとなるときは、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 2又は3の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- 盛土等区域において、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報してください。

（注） 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）は、自署すること。

(裏)

静岡県盛土等の規制に関する条例 (抜粋)

(盛土等区域の土地の所有者の同意)

第11条 (略)

2 (略)

3 第26条第1項の規定による承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者(当該申請をしようとする者である者を除く。)に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(盛土等に同意をした土地の所有者の義務)

第29条 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。

2 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容(第11条又は第17条の同意をしたものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令)

第30条 知事は、第27条(第2項を除く。)の規定による命令(盛土等の停止の命令を除く。)を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であつて、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令)

第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であつて、第27条(盛土等の停止の命令に係る部分を除く。)の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者

(2) (略)

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則 (抜粋)

第26条 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。

(1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。

(2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。

2 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。